

## 群馬県及び新潟県ドクターヘリ広域連携に係る基本協定

(趣旨)

第1条 この協定は、群馬県及び新潟県（以下「2県」という。）において、広域的な連携体制の構築による救急医療体制の充実を図るため、2県が運用するドクターヘリの相互利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(実施体制)

第2条 この協定に定める事項は、2県と前橋赤十字病院及び長岡赤十字病院（以下「基地病院」という。）及び運航業務受託者との良好な協力関係の下に実施するものとする。

(出動要請)

第3条 各県は、次のいずれかに該当する場合に、他県のドクターヘリの出動を要請することができるものとする。

- (1) 多数の傷病者が発生し、自県のドクターヘリのみでは対応できないとき。
- (2) 重複要請により自県のドクターヘリが出動できないとき。
- (3) その他やむを得ない事情により、自県ドクターヘリが出動できないとき。

(出動)

第4条 前条の規定により出動の要請を受けた基地病院は、自県ドクターヘリの運航に支障のない限り出動するものとする。

(出動対象地域)

第5条 相互利用に係るドクターヘリの出動対象地域は別に定めるものとする。

(費用負担)

第6条 この協定に基づくドクターヘリの出動に係る費用は、出動する側の負担とする。ただし、今後の運航実績等により、見直しの必要が生じた場合は、2県及び基地病院が協議のうえ定めるものとする。

(事故等への対処)

第7条 ドクターヘリの運航に起因する事故については、関係各県、基地病院及び運航業務受託者の責任において対処するものとする。

(委任)

第8条 上記に定めるもののほか、この協定の実施に関し必要な事項は、2県及び基地病院が協議のうえ別に定めるものとする。

(効力の発生)

第9条 この協定は、平成31年4月1日から効力を有するものとする。

この協定の締結を証するため、本書4通を作成し、4者記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成31年3月29日

群馬県知事 大澤 正 明

新潟県知事 花 角 英 世

前橋赤十字病院

院 長 中 野 実

長岡赤十字病院

院 長 川 嶋 禎 之

## 群馬県及び新潟県ドクターヘリ広域連携に係る基本協定実施細目

この実施細目は、「群馬県及び新潟県ドクターヘリ広域連携に係る基本協定」(以下「協定」という。)の実施に関し必要な事項を定める。

### (出動要請基準)

第1条 次条に定める出動対象地域を管轄する消防機関は、自県の運航要領等に定める出動要請基準に合致する救急患者が発生した場合であって、協定第3条の規定に該当するときには、他県のドクターヘリの出動を要請することができる。ただし、出動要請基準が異なる場合には、出動するドクターヘリの基準を優先して出動の可否を判断する。また、協定第3条第1号及び3号の規定より出動を要請するときは、自県のドクターヘリ搭乗医師の意見を聞くものとする。

### (出動対象地域)

第2条 協定第5条のドクターヘリの出動対象地域は、次表に掲げる地域とする。

県名	出動要請対象消防本部		出動対象地域
	所属県名	消防本部名	
群馬県	新潟県	南魚沼市消防本部	管内全域 (南魚沼市、湯沢町)
新潟県	群馬県	利根沼田広域消防本部	管内全域 (沼田市、みなかみ町、片品村、川場村、昭和村)

### (要請可能時間)

第3条 2県のドクターヘリ運航時間は、原則として、各県のドクターヘリ運航要領等に定める次表に掲げる運航時間とする。

県名	受付開始時間	受付終了時間
群馬県	8時45分	18時00分又は日没の30分前のいずれか早い方
新潟県	8時30分	18時30分又は日没の30分前のいずれか早い方

### (運航調整委員会への参加)

第4条 2県及び基地病院は、必要に応じ各県で設置する運航調整委員会に出席することができる。

### (連絡会議等)

第5条 協定に基づきドクターヘリの運航が円滑に行われるよう、関係機関の調整を行うため2県連絡会議等を設置する。

- 2 連絡会議等は、2県、基地病院及び運航業務受託者(以下「構成機関」という。)で構成する。
- 3 連絡会議等は、構成機関の申出により随時開催できる。

(苦情等の処理)

第6条 協定の実施に関する苦情等の申出については、ドクターヘリを要請した消防機関が属する県において受け付ける。

2 前項において受け付けた苦情に対しては、各関係機関において、迅速かつ適切に処理する。

(協議)

第7条 この実施細目に定めるもののほか、協定に基づくドクターヘリの運航に必要な事項は、2県及び基地病院が協議して定める。

(効力の発生)

第8条 この実施細目は、平成31年4月1日から効力を有するものとする。

この実施細目の締結を証するため、本書4通を作成し、4者記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成31年3月29日

群馬県知事 大澤 正 明

新潟県知事 花 角 英 世

前橋赤十字病院

院 長 中 野 実

長岡赤十字病院

院 長 川 嶋 禎 之